

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、入間都市計画駐車場の変更についての理由を示したものです。

I. 入間都市計画区域の位置等

入間都市計画区域は、都心から約40km圏の埼玉県南端に位置しており、入間都市計画区域は入間市の行政区域の全域です。

【入間市駅南口自動車駐車場】

本施設は、入間市豊岡一丁目地内に位置する面積約3,200㎡の自動車駐車場です。

II. 変更の理由

入間市駅南口自動車駐車場は、入間市駅南口周辺の駐車需要の充足のため、昭和49年11月に都市計画決定された都市施設である。

当該駐車場は、平成10年の供用開始から一定の役割を果たしてきたが、この間、入間市駅周辺土地地区画整理事業及び豊岡第一土地地区画整理事業の完了に伴う周辺開発の進行により、民間・公共による複数の大規模駐車場が整備されてきた。加えて国道16号（都市計画道路3・4・1新国道線）等の整備により周辺の交通環境も改善され、都市計画決定当初の理由のひとつである交通渋滞も解消されるに至った。

当該駐車場は、供用から約30年が経過して更新の時期を迎える中で、施設全体の老朽化や、近年のEV化や新基準原付など多様化するモビリティへの対応等を迫られているが、入間市駅周辺の駐車需要については、将来にわたっても他の周辺施設の供給量で充足されることから、当該駐車場に係る当初決定時の課題は解決されたため、廃止するものである。

III. 変更の内容

名 称	位 置	面 積	構造階層	変更内容
—	—	—	—	
(入間市駅南口 自動車駐車場)	(入間市豊岡一丁 目地内)	(約3,200㎡)	(自走式; 地上1層、地下1層の 2層 機械式; 床の一部、建物地 下1階から地上1 1階相当を利用)	廃 止

括弧内は変更前を示す。

IV. 関連する都市計画

な し